

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和8年1月27日

会議の名称	庁議
開催日時	令和8年1月27日（火）9時30分～10時15分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 外立健一 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 石塚匠 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 清水裕子 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松井俊之 上下水道部長 青木裕一 会計管理者 川幡和広 議会事務局長 山崎仁 教育政策部長 今野美香 <p style="text-align: right;">（計14人）</p>
欠席者職氏名	選挙管理委員会事務局長 篠崎勉
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松井俊之 2 市長公室長 松井俊之 3 市長公室長 松井俊之 4 総合行政部長 外立健一 5 総合行政部長 外立健一 6 福祉部長 中村修 7 福祉部長 中村修 8 子ども・健康部長 清水裕子 9 子ども・健康部長 清水裕子 10 子ども・健康部長 清水裕子 11 子ども・健康部長 清水裕子 【報告】 1 市民生活部長 石塚匠 2 子ども・健康部長 清水裕子 3 教育政策部長 今野美香

議 題	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国に対する要望について 2 志木市人口ビジョンの改訂について 3 第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画）前期実現計画及び第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について 4 志木市行政手続条例の一部を改正する条例について 5 志木市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について 6 志木市敬老祝金条例の一部を改正する条例について 7 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について 8 志木市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について 9 志木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について 10 志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 11 志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例について <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第三期志木市空き家等対策計画（素案）に対する意見公募の結果の公表について 2 志木市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に係る意見公募結果の公表について 3 第四次志木市子ども読書活動推進計画（素案）に係る意見公募の結果について
結 果	<p>【付議】</p> <p>1～11 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1～3 了解</p>
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 国に対する要望について

○概要説明：市長公室長

埼玉県市長会より、国に対する要望について提出依頼があったため、本市として提出する要望の決定に向け付議するものである。

提出件数：1市1件

提出期限：令和8年1月30日（金）

埼玉県市長会から国への提出は、令和8年6月を予定

本市として「公共施設等適正管理推進事業債の恒久制度化、地方交付税の財政措置の拡大及び除却までの期間の緩和」を要望するものとする。

2 志木市人口ビジョンの改訂について

○概要説明：市長公室長

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市においても、平成27年に「志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに「志木市人口ビジョン」を策定している。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（令和5年推計）の公表や、本市の最上位計画でもある「第二次志木市将来ビジョン」の策定と合わせて、人口の将来展望を見直す改訂をしようとするものである。

（1）計画名

志木市人口ビジョン

（2）計画期間

令和7（2025）年から令和42（2060）年まで

（3）計画の概要

市の人口動向等を分析したうえで、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すもの。国立社会保障・人口問題研究所による推計人口を基準とし、効果的な施策を講じることで、令和42年の将来展望と

して約8万人の人口を確保することと、20～40歳代の人口を現在の推計から約2,200人増加させることを掲げる。

3 第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画）前期実現計画及び第三期まち・ひと・しごと創生合戦略の策定について

○概要説明：市長公室長

志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）が、令和7年度を最終年度として計画期間を終了する。引き続き総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画）前期実現計画を策定するもの。

併せて、「第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、総合的で一貫性のあるまちづくりを推進するため、市の最上位計画である「第二次志木市将来ビジョン」に内包し、一体的に策定するもの。

（1）計画名

- ① 第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画）前期実現計画
- ② 第三期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略

（2）計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5か年）

（3）計画の概要

- ① 将来構想の下、施策の柱に紐づく基本的施策に基づいた横断的な施策や分野ごとの施策を体系的に示す。
- ② 人口減少や少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって活力あるまちを維持していくために策定。

4 志木市行政手続条例の一部を改正する条例について

○概要説明：総合行政部長

【改正の内容】

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞又は弁明の機会の付与の通知方法については、次のとおりとする。

現 行 市の事務所の掲示場に掲示する方法

改正後 ア 市のホームページに掲示する方法

イ 次の(ア)又は(イ)の方法

(7) 市の事務所の掲示場に掲示する方法

(イ) 事務所内に設置したパソコン画面の表示により閲覧する方法

(2) 文言の整理

【施行期日】

令和8年5月21日

5 志木市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

○概要説明：総合行政部長

国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正（令和6年5月15日公布、令和7年4月1日施行）されたことを踏まえ、志木市職員の旅費に関する条例等についても国の制度にあわせて必要な改正をするもの。

【改正条例と主な改正内容】

□志木市職員の旅費に関する条例

(1) 宿泊費等の改正

ア 宿泊費は上限 19,000 円の実費支給とする。

イ 宿泊手当、包括宿泊費を新設する。

(2) 交通費の改正

ア 国内の鉄道賃の特急料金は、距離規定（片道 100km 以上）を廃止する。

イ 船賃、航空賃はその利用に必要な費用を支給対象とする。

ウ 車賃は、国内の定額（1 キロあたり 37 円）を廃止し、その他の交通費として実費支給する。

□関連して改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例、志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、志木市特別職員の給与に関する条例、志木市消防団条例、志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例、志木市議会議員政務活動費交付条例について必要な箇所を改正する。

【施行日】

令和8年4月1日

6 志木市敬老祝金条例の一部を改正する条例について

○概要説明：福祉部長

志木市敬老祝金条例は平成8年に制定され、平成30年には、満77歳（喜寿）を廃止する改正を行ったところである。今後、高齢者が増え続け、本市における高齢化率は増加の一途をたどる一方、生産年齢人口は減少が見込まれており、限られた財源の中で、高齢者へ持続的かつ効果的な事業を展開していく必要があることから、敬老事業をリニューアルするため、所要の規定を整備するものである。

【改正の内容】

- (1) 88歳、99歳を廃止する。
- (2) 支給対象者を基準日100歳から年度100歳とする。
- (3) 改正により対象から外れる人にも支給する。

【施行日】

令和8年4月1日

7 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について

○概要説明：福祉部長

令和7年12月19日公布の「介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）」が施行されたことを踏まえ、令和8年度介護保険料算定基礎となる合計所得金額について所要の措置を実施するものである。

【改正の内容】

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われたところだが、これに伴い第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）介護保険料収入の減少が見込まれることから、令和8年度に限り令和7年度税制改正の影響を遮断するため介護保険法施行令の規定について、所要の改正が行われた。

介護保険条例の合計所得金額及び非課税の範囲について同様の所要の措置を実施するもの。

【施行日】

令和8年4月1日

8 志木市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

令和8年3月末をもって西原子育て支援センターを閉所するため、志木市子

育て支援センター条例（平成13年志木市条例第5号）の改正を行うものである。

【改正の内容】

- (1) 西原子育て支援センターに関する文言の削除（第2条、第4条第1項、第5条第1項）
- (2) 休所日の変更（第4条第1項第2号）
西原子育て支援センターの休所日を削除

【施行日】

令和8年4月1日

9 志木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

○概要説明：子ども・健康部長

「こども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年6月12日公布）により、生後6か月から3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる「こども誰でも通園制度」に対応した給付制度として、「乳児等のための支援給付」が創設される。

事業を実施するにあたり、市が運営に関する条例を定める必要があることから、令和8年度からの制度開始に向け、国の定める基準にあわせて、本市の基準を条例で定めるものである。

【施行日】

令和8年4月1日

10 志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

令和7年11月14日に「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が公布・施行されたことにより、内閣府令にあわせて改正するものである。

【改正の内容】

子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）の創設に伴う文言の整理を行うとともに、離島その他の地域においても事業を円滑に実施できるよう一部の設備基準（職員配置など）を適用除外とする改

正を行うものである。

【施行日】

令和8年4月1日

11 志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

志木市立西原保育園の令和8年3月末での閉園に伴い、市が設置する保育園の名称、位置及び定員等を定めている本条例について、所要の改正を行うものである。

【改正の内容】

志木市立西原保育園は、令和8年3月末をもって閉園とすることから、「志木市保育の実施等に関する条例」の第2条に定める市が設置する保育園の名称、位置及び定員を一部変更し、西原保育園に関する規定を削除するもの。

【施行日】

令和8年4月1日

【報告】

1 第三期志木市空き家等対策計画（素案）に対する意見公募の結果の公表について

○概要説明：市民生活部長

(1) 意見募集の内容

第三期志木市空き家等対策計画に対する意見

(2) 意見募集期間

令和7年12月3日（水）から令和8年1月5日（月）まで

(3) 意見の提出方法

持参、郵便、FAX、メール、市ホームページ電子申請・届出サービス
又は市公式LINE

(4) 提出された意見

意見件数 4件（個人 2人、団体 0人）

(5) 公表場所

市ホームページ、環境推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

2 志木市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に係る意見公募結果の公表について

○概要説明：子ども・健康部長

(1) 意見募集の内容

「志木市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」に対する意見

(2) 意見募集期間

令和7年12月3日（水）から令和8年1月5日（月）まで

(3) 意見の提出方法

持参、郵便、FAX、メール、市ホームページと市公式LINE上の専用フォーム

(4) 提出された意見

意見件数 0件（個人 0人、団体 0人）

(5) 公表場所

市ホームページ、健康増進センター、志木市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 第四次志木市子ども読書活動推進計画（素案）に係る意見公募の結果について

○概要説明：教育政策部長

(1) 意見公募手続の内容

第四次志木市子ども読書活動推進計画（素案）について

(2) 意見公募期間

令和7年12月3日（水）から令和8年1月5日（月）まで

(3) 意見の提出方法

柳瀬川図書館へ直接提出、郵便、FAX、メール、市ホームページ及び市公式LINE上に設けた専用フォームから投稿

(4) 提出された意見

意見件数 1件（個人：1人）

(5) 公表場所

市ホームページ、柳瀬川図書館、志木市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、いろは遊学図書館

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。